



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
10月21日
号外(3)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

※滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) 1

○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正 4

※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正 8

規 則

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第54号

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員退職手当条例施行規則(昭和59年滋賀県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第11条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第11条第5項または第11条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第11条第1項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証または退職票」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類および受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条および第11条の4において同じ。)」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の右に「添えて」を加え、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の」に改め、同条第6項中「、前項」を「第6項の場合について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出および第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その旨」を「、その旨」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「または退職票」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の任命権者に提出しなければならない。

第11条第4項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「するとともに」を「しなければならない。この場合(第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)」において、任命権者は」に改め、「または退職票」を削り、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第11条の次に次の3条を加える。

(条例第10条第4項に規定する規則で定める事業)

第11条の2 条例第10条第4項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日またはその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第26条第1項に規定する就業手当または再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの
(条例第10条第4項に規定する規則で定める職員)

第11条の3 条例第10条第4項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員
(支給の期間の特例の申出)

第11条の4 条例第10条第4項の規定による同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員または前条に規定する職員の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、受給期間延長等申請書(別記様式第6号)に登記事項証明書その他条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員または前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類および受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

- 2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日または当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 任命権者は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員または前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書(別記様式第7号)を交付しなければならない。この場合(第5項の規定により準用する第11条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
 - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
 - (2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、または休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書および受給資格証
- 5 第11条第1項ただし書の規定は第1項および前項の場合について、同条第3項および第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について、同条第7項の規定は特例申出および前項の場合ならびに第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

別記様式第6号中「(第11条)の右に「、第11条の4」を加え、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

③ 職業に就くことができない理由				
④ ③の理由が疾病または負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
⑤ 職業に就くことができない期間	年 月 日から 年 月 日まで			

を

③ この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 {		
④ ③のアの理由が疾病または負傷の場合	傷病の名称		診療担当者
⑤ 職業に就くことができない期間または事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		

に

改め、「第11条第1項」の右に「・第11条の4第1項」を加え、同様式注2中「「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その」を削る。

別記様式第7号中「(第11条)の右に「、第11条の4」を加え、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	年 月 日

を

受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため
	具体的理由
職業に就くことができない期間または事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日

に、

「第11条第4項」を「第11条第5項・第11条の4第3項」に改め、「を延長」の右に「等」を加え、同様式注2中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に改め、同様式注3中「職業に就くことができない」を「受給期間延長等の」に改める。

別記様式第9号中

(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習および訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発および向上に資する訓練または講習として厚生労働大臣が定めるもの
-------	----------	---------------------------	-----------------------------	--	---

を

(1)種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習および訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発および向上に資する訓練または講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
-------	----------	---------------------------	-----------------------------	--	---	---

に

改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、または交付されている改正前の滋賀県職員退職手当条例施行規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の滋賀県職員退職手当条例施行規則の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第16号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。
令和4年10月21日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条第2項第1号中「第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条中「、滋賀県職員の再任用に関する条例(平成13年滋賀県条例第8号)」を削る。

付則第9項から第11項までを削り、付則第12項を付則第9項とし、付則第13項を付則第10項とする。

付則第14項中「付則第12項」を「付則第9項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第15項中「付則第12項」を「付則第9項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第16項を付則第13項とし、付則第17項から付則第21項までを3項ずつ繰り上げる。

付則第22項中「給与額」の右に「(条例第25条第1項または第2項の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。以下同じ。)」を加え、同項を付則第19項とする。

付則第23項を付則第20項とし、付則第24項から付則第26項までを3項ずつ繰り上げる。

付則第27項中「付則第24項」を「付則第21項」に改め、同項を付則第24項とする。

付則第28項を付則第25項とし、付則第29項から付則第33項までを3項ずつ繰り上げる。

付則第34項中「第17条」を「第22条」に、「されている」を「される」に改め、同項を付則第31項とする。

付則第35項中「第17条」を「第22条」に、「されている」を「される」に改め、同項を付則第32項とする。

付則第36項の見出しを削り、同項中「給料月額(」の右に「付則第35項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額(付則第37項、第39項または第40項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額。)」を加え、「および勤務1時間当たりの給与額」を「、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)第3条の規定により給与から減ずる額」に改め、同項第1号中「付則第22項」を「付則第19項」に、「付則第23項」を「付則第20項」に改め、同項第2号中「第22項」を「第19項」に改め、同項を付則第43項とする。

付則第32項の次に次の10項を加える。

33 第22条の規定によりその例によることとされる滋賀県職員退職手当条例付則第18項および第19項の規定は、医師および歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

34 当分の間、第22条の規定によりその例によることとされる滋賀県職員退職手当条例第4条第1項第3号ならびに第5条第1項第3号、第5号および第6号に掲げる者に対する第22条の規定によりその例によることとされる同条例第5条の3および第6条の3の規定の適用については、同条例第5条の3本文中「定年に達したことにより退職することとなる日から1年前」とあるのは「定年(医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、医師および歯科医師にあつては65歳とする。)に達する日の属する年度の前年度の3月31日」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに同条例第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年(医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、医師および歯科医師にあつては65歳とする。)」とする。

(給料月額に関する特例)

35 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第37項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級および当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

36 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第9条第1項または第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 医師および歯科医師

(4) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

37 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第39項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第35項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料

月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(病院事業庁長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第35項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 38 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 39 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第35項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第37項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、病院事業庁長が定めるところにより、同項および前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 40 付則第37項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第35項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、病院事業庁長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 41 付則第37項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する付則第19項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第37項、第39項または第40項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 42 付則第35項から前項までに定めるもののほか、付則第35項の規定による給料月額、付則第37項の規定による給料その他付則第35項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、病院事業庁長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第3アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第3イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第3ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

付 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(勤務延長に関する経過措置)
- 改正後の付則第35項から第42項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))であるものとした場合に適用される滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)第2条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第2条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)第3条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を

乗じて得た額とする。

6 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、病院事業庁長が定める。

滋賀県病院事業庁規程第17号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

令和4年10月21日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条第4項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「以下「再任用短時間勤務職員」を「第5条において「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員等の週休日等)」に改め、同条中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の2第1項中「第17条」を「第22条」に改める。

第22条第1項第1号中「法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第8号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第26条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(高齢者部分休業)

第28条の2 病院事業庁長は、高齢者として病院事業庁長が定める年齢に達した職員(会計年度任用職員を除く。)が申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が当該病院事業庁長が定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 前項に定めるもののほか、高齢者部分休業については、滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年滋賀県条例第46号)の適用を受ける職員の例による。

第39条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第43条の2中「(昭和59年滋賀県条例第5号)」を削る。

付 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員に対するこの規程による改正後の滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(以下「新規規程」という。)第22条第1項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員を」とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、新規規程第3条第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程の規定を適用する。